

秋田県教育職員特別免許状検定取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第5条第2項の規定に基づく、特別免許状の教育職員検定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(授与要件)

第2条 教育職員検定は、免許法第5条第2項から第4項の規定により、特別免許状の授与を受けようとする者（以下「受検者」という。）を教育職員に任命又は雇用しようとする者（以下「任命者等」という。）の推薦に基づき行う。

2 特別免許状は、秋田県教育職員特別免許状審査会（以下「審査会」という。）の意見聴取を経て、秋田県教育委員会（以下「県教委」という。）の行う教育職員検定に合格した場合に授与する。ただし、免許法第5条第1項各号に該当する者には授与しない。

(教育職員検定)

第3条 県教委は、受検者から教育職員免許法施行細則（昭和三十年秋田県教育委員会規則第一号。以下「細則」という。）第3条の規定による教育職員検定の申請があったときは、次の各号に定めるところにより、受検者の学力、実務、人物及び身体について教育職員検定を行い、受検者に特別免許状を授与することが適当であるかどうかを判定するものとする。

一 学力及び実務に関する検定

次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの事項を満たし、受検者が免許法第5条第3項第1号に該当すると認められること。この場合において、必要に応じて(1)から(3)までに掲げる事項を確認できる書類等を提出させるものとする。

(1) 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

イ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

ロ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

- ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）
- ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）
- ・アメリカ合衆国ジョージア州に主たる事務所が所在する団体であるコグニア
- ・アメリカ合衆国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体であるニュー・イングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（通称NEASC）
- ・オランダ王国南ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・イ

ンターナショナル・スクールズ（略称CIS）

- ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

- (2) 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、おおむね3年以上あること。
- (3) 県教委は、(1)(2)に規定する優れた知識経験等を十分に満たさない場合においても、次に掲げる要件のいずれかを考慮することにより、(1)(2)に規定する優れた知識経験等とみなすことができる。

- ① 外国の教育資格の保有
- ② 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
- ③ 修士号、博士号等の学位の保有
- ④ 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績
- ⑤ 大学における教職科目の履修
- ⑥ 学校現場における過去の勤務経験
- ⑦ 模擬授業の実施による評価
- ⑧ その他県教委が、(1)(2)に規定する優れた知識経験等を有するとみなすことができるもの

二 人物の検定

- 1 次に掲げる書類により判断し、受検者が免許法第5条第3項第2号に該当すると認められること。
 - (1) 細則第3条第1項第3号に規定する人物に関する証明書
 - (2) 細則第3条第1項第5号(八)に規定する推薦書
 - (3) 学校教育に関する小論文
 - (4) その他県教委が必要と認めるもの
- 2 前記(2)に規定する推薦書の提出にあたっては、任命権者等は次の事項を記載するものとし、県教委は、受検者を配置することにより配置された学校の教育が効果的に実施されることを確認する。
 - (1) 受検者を配置することにより実現しようとしている教育内容
 - (2) 受検者に対し、特別免許状を授与する必要性があること
 - (3) 研修計画の立案、実施及び学習指導要領等の共通理解のための体制に関する対応状況

三 身体の検定

細則第3条第1項第4号に規定する書類により判断し、教育職員として支障のない健康状態であると認められること。

（審査会の意見聴取）

- 第4条 審査会の意見聴取は、秋田県特別免許状審査会設置要綱の定めるところによるものとし、前条に規定する事項について審査会の意見を聴くものとする。
- 2 意見聴取の方法は、審査会の委員が受検者に対して行う面接によるものとする。なお、任命権者等が勤務実態を把握している等、県教委が適切と認められる場合の意見聴取の方法については、書面の確認によることができる。

(申請の受付期間)

第5条 受検者は、特別免許状の申請を、毎年11月1日から翌年1月15日までの間に行わなければならない。ただし、県教委が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、秋田県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月28日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成20年3月14日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成26年1月31日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（全部改正）

この要綱は、令和6年10月29日から施行する。